

平成30山事協第2-31号
平成30年5月15日

登録申請者(開設者)
勝井建設株式会社 代表取締役 勝井優 様

山口県指定事務所登録機関

(一社)山口県建築士事務所協会

会長 伊藤光洋



建築士事務所の登録について(通知)

平成30年4月16日付で申請のあったこのことについて、建築士法第23条の3第1項の規定により登録をいたしましたので、同条第2項の規定により、登録申請書の副本を添付して通知します。

なお、建築士事務所の運営にあたっては、関係法規を遵守し、違反行為のないよう十分留意してください。
また、登録の有効期間は登録申請書の副本に記載された登録年月日から5年間となりますので、有効期間満了日の30日前までに更新の手続きを行ってください。

建築士事務所名称

勝井建設株式会社一級建築士事務所